

## 諸規則制定に関する規程

2011年4月1日制定

2013年5月22日改定

2017年6月7日改定

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款に定められた事項のほか、この法人の諸規則の制定、改廃に関し、必要な事項を定める。

### (目的達成のための理念)

第2条 この法人は、定款第3条において、麻酔科学の進歩・普及・啓発を図るとともに、安全で質の高い医療を提供する等の理念を掲げて事業活動をなし、その活動を通して国民の健康と福祉の増進に寄与する。

### (組織運営規則)

第3条 この法人は、必要な組織運営に関する規則として、次のものを定める。

- (1) 定款 この法人の組織又は運営等に関し最も基本的な事項、及び公益社団法人として関連法令等の規定により必要となっている事項を定める。
- (2) 規程 定款に定める旨を明示している組織又は運営等の事項を定める。但し本規程はこの限りではない。
- (3) 細則 この法人が、理事会、委員会等の諸活動をなすにあたって、必要とする事項を定める。
- (4) 内規 この法人の活動全般について、理事、委員、会員等を含め、必要とする事項を定める。
- (5) 申し合わせ この法人の活動全般について、随時、確認事項として文書化することが必要となった事項を定める。

### (組織運営規則の制定・変更)

第4条 前第3条の変更については次のとおりとする。

- (1) 定款 定款の定めるところにより、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。  
公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更は、この限りではない。  
定款の変更の認定を受けようとする場合は、遅滞なく行政庁にその旨申請しなければならない。
- (2) 規程 理事会の議決を経て、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
- (3) 細則 理事会の議決を経て、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の採決により制定・変更することができる。
- (4) 内規 理事会において、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の採決により、制定・変更することができる。
- (5) 申し合わせ 本条(4)と同様の方法によって制定・変更することができる。

### (組織運営規則の廃止)

第5条 第3条の廃止に関しては、定款を除いて、前条の規則の変更についての条項を準用する。ただし、この場合「変更」を「廃止」と読み替えるものとする。

### (学術医療活動規則)

第 6 条 この法人及び会員が、学術・医療活動を行う際の方針として、次のものを定める。

- (1) 麻酔科医倫理綱領 この法人の会員が、学術・医療活動を行う際に、遵守すべき事項を定める。
- (2) ガイドライン等（指針） この法人の会員が、学術・医療活動を行う際に、意思決定を適切に行うために参考となる方針を示す。ガイドライン等は数年ごとに見直し、更新・改廃する。手技に関する事項を示したものは、プラクティカルガイドとする。
- (3) 各種マニュアル（手順） この法人の会員が、学術・医療活動を行う際に、各種ガイドラインに基づく具体的な方針・手順を示す。

### (学術医療活動規制の変更)

第 7 条 前第 6 条の変更については次のとおりとする。

- (1) 麻酔科医倫理綱領 社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の採決するところによる。
- (2) ガイドライン等（指針） 理事会において、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の採決するところによる。
- (3) マニュアル（手順） 本条(2)と同様の方法によって変更する事ができる。

### (保管・公開)

第 8 条 第 3 条、第 5 条に定めた規則は、その種類ごとに分類した上で、制定日時に従って通番を付し、一括して事務局に保管し、公開しなければならない。ただし内規及び申し合わせについては会員に限り公開するものとする。  
改廃した規則もその事を明示して参照できるものとする。

### (規程の変更)

第 9 条 この規程の変更は、この規程の第 4 条 (2) に従ってなす。

### 附 則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。